

総合振興計画後期基本計画(素案)について

5. 市民生活分野

施策大項目 **1. 市民との協働によるまちづくりの推進**

大項目名の変更必要性	なし
------------	----

市民アンケート結果	項目名	ボランティア活動や自治会活動などの市民との協働によるまちづくりが進んでいる			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.10	0.03	0.08	11/36位
	重要度	0.59	0.78	0.83	34/36位

市民の声

【市民アンケートより】「自治会活動なども高齢者ばかりになってきて、昔と同じような活動が維持できない地区も出てきている」「自治会の活動について、役員になると負担が多い」「市民も協力するような自発的な行動を促すことも大事だと思う」（横瀬町の事例として）「『チャレンジする人を応援する町。住民のやりたいことを行政として一緒にやろう。（中略）』（中略）行政が全面的にバックアップを行っている」「気軽に参加、協力できるまちづくりの為の具体的な活動を情報提供してもらおうと何か出来る事があれば役に立ちたいと思っている人は沢山いると思うので力になると思う。今までまちづくりと言われても自分ごとのように考えたことがなかったのでこのアンケートで他人ごとではないんだと気付かされた」

【高校生アンケートより】高校生が活躍できる「協働によるまちづくり」のアイデアとして、ごみ拾い・美化活動（61件）、未就学児・小中学生への支援（交流や勉強指導など）（18件）、イベントの開催（26件）や地域イベントへの参加（18件）、高校間の交流（13件）等が挙げられた。そのほか、高校生視点での意見の提供（34件）、SNS等による市の魅力の情報発信（19件）といったアイデアもあった。

【ワークショップより】「元気活気のあるまちになるとよい。高校6校の交流の場づくり（リーダーが出てくるとつながっていくのでは）、市民活動の支援、市民団体をつなぐなど」「小・中・高・大学生が主体的に活動できるまちになるとよい。高校生が食堂をオープン、マネジメントを学べる、市民活動の面で私立含む各校との連携強化など」「ゴミの少ないまちになるとよい。一斉ゴミひろい活動（ゴミの写真をSNS等でシェア）、ゴミひろいアワードなど」

関連するSDGs (各課回答より)	17 パートナリーシップで目標を達成しよう

「成果指標」 「現状」の 項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	自治会の加入率	←問題なし
	成果指標/現状	現行通り	NPO法人登録数	←問題なし
	成果指標			←新規案 市民提案事業数

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

現況と課題

●社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化や、少子高齢化等により、行政サービスだけでは解決できない身近な課題が発生しています。そのため本市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等を中心とした各種市民団体と協働して、福祉や教育、防犯・防災をはじめ、地域の課題を解決するための事業や、地域の特性を活かした事業など様々な活動を推進してきました。今後一層の協働を進めていくには、市民等の理解と協力、そして参加を得られるような方策とともに、少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少、主体となる人材の高齢化などが課題となっています。

●自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。今後さらに市民との協働を推進するためには、新たな課題への対応と、市民団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

現況と課題

●社会経済情勢の変化や、市民のニーズ・ライフスタイルの多様化等を背景に、解決が求められる社会課題も多様かつ複雑になり、行政だけではなく様々な主体が協働していくことが必要となっています。そのため本市では、自治会やボランティア団体、NPO法人等と協働して、地域課題の解決や、地域の特性を活かした事業などに取り組んでいます。

●地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動への参加者の減少、また主体となってきた人材の高齢化などが課題となっています。このような中でも、今後一層の協働を進めていくため、協働の取り組みへの意向を有する市民を含め多くの方へ、適切な情報提供や活動機会の提供等を通し、多様な市民活動を促進していくことが求められています。

●自治会、ボランティア団体、NPO法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。それらの団体や市民と更なる協働を推進するため、本庄市市民協働のまちづくり指針の策定、また本庄市市民協働のまちづくり条例を制定しました。条例等の趣旨に則り、今後、誰一人取り残されることのない本庄市を創り上げるために、市民活動団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

※市民活動団体等・・・市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者（企業等）が該当

めざす姿	●地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。	←変更なし
	●地域のニーズや課題に対応するボランティア団体、NPO法人等の活動が活発化しています。	←変更あり ●地域のニーズや課題に対して、年齢や性別、組織を問わず市民の活動が活発化しています。

新規	●市民の提案がまちづくりに生きています。
----	----------------------

施策中項目	1 自治会の支援	評価回答部署	市民活動推進課、危機管理課
	内容	●地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。	

←変更なし

施策中項目	2 コミュニティ活動団体の支援	評価回答部署	市民活動推進課	←変更なし			
	内容		●地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。				
	3 ボランティア団体・NPO法人等との協働	評価回答部署	市民活動推進課、支所総務課			←変更なし	
内容		●ボランティア団体やNPO法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。					
4 市民・企業との協働	評価回答部署	市民活動推進課	←変更あり	●地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニティの推進に寄与する 市民提案型事業の周知を行い、市民や企業からの提案を受け、協働で事業を行うことにより、市民協働のまちづくり を推進していきます。			
内容		●地域の課題解決や公共サービスの更なる充実、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取り入れ、協働による取組を推進していきます。					
協働による取組		●自治会及び自治会連合会の活動を支援し地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。 ●地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民団体、NPO法人等による専門性、柔軟性等を活かした公益的な取組について協働して取り組みます。		●自治会及び自治会連合会の活動を支援し、地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。 ●地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする 市民活動団体等 による、専門性・柔軟性等を活かした公益的な活動について、協働して取り組みます。 ● 市民活動団体等や高校生・大学生など、地域の多様な主体が共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ります。			
関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	-			新規	本庄市市民協働のまちづくり指針	令和3年3月～	協働の取組についての基本的な考えを明確にし、市民協働のまちづくりを推進することを目的としています。

主な事業一覧 (資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①自治会運営への支援	○自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。	←変更なし	
	②自治会施設整備への助成	○地域コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。	←変更なし	
	③コミュニティ団体への活動支援	○コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。	←変更なし	
	④地域コミュニティへの助成	○地域コミュニティ醸成のため、財団法人自治総合センターの助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。	←変更あり	○地域コミュニティ醸成のため、 一般財団法人自治総合センター の助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。
	⑤市民及び市内企業への研修支援	○自治会や地元企業の実施する防犯・防災等の研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力をを行います。	←変更なし	
	⑥全市一斉清掃	○コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。	←変更なし	
	⑦児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	○児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。	←変更なし	
	⑧ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	○ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供など、団体の育成と支援を図ります。	←変更あり	○ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供や 団体同士のネットワークの形成など 、団体の育成と支援を図ります。
	⑨市民提案事業	○地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体・NPO法人等の専門性や柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。	←変更あり	○地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体等による、専門性や柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。

施策大項目	2. 人権を尊重する社会の実現	大項目名の変更必要性	なし
-------	------------------------	------------	----

市民アンケート結果	項目名	人権を尊重する社会が実現されている			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	0.16	-0.03	0.03	16/36位
	重要度	0.74	1.05	1.08	24/36位

関連するSDGs (各課回答より)	4 質の高い教育をみんなに
	5 ジェンダー平等を実現しよう
	10人や国の不平等をなくそう
	16 平和と公正をすべての人に
	17 パートナースHIPで目標を達成しよう

市民の声	【市民アンケートより】「現在の自治体活動の中心は高齢者層のためか、男女の役割分担意識は旧態依然と感じる。(中略) 人権関連の講演会ではその辺りの内容のものもお願いしたい」
	【高校生アンケートより】「ジェンダーなどの理解を地域ごとにしてもらえると良い」(高校生が活躍できる「協働によるまちづくり」のアイデアとして)「外国人との文化交流。外国の文化についてもっとよく知れるような楽しい交流等」
	【ワークショップより】「国際交流が、盛んなまちになるとよい(姉妹都市、ホストタウン、文化交流)。小・中・高校生交換留学プログラムなど」「外国人と共存出来るまちになるとよい。日本語教室、回覧板・自治会の外国語化、ダイバーシティへの(多様性)理解促進、交流会など」

「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	人権研修会への参加者数	←問題なし	
	成果指標/現状	現行通り	審議会等における女性委員の割合	←問題なし	
	成果指標	現行通り	国際交流事業への参加率	←要変更	国際交流事業への参加者数

現行計画の内容	次期計画素案における変更・加除(案)
---------	--------------------

現況と課題	<p>●女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権問題は依然として存在し、特に近年ではICT ※ 社会の進展によるインターネットへの差別的な書き込みの増加や、新たにヘイトスピーチ ※による人権侵害が発生するなど複雑多岐にわたっています。市民一人ひとりの人権が尊重され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、あらゆる人権問題の解決のため、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。</p> <p>●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、今までの取組により変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、女性や男性の多様な生き方の選択を妨げています。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることが出来る社会、また、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、女性のキャリア形成支援や意識改革などを一体的に行う必要があります。</p> <p>●本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、地域の生活習慣を慣れ親しんでいただくための取組を進めるとともに、言語や生活習慣等をお互いに理解しあえる多文化共生社会の実現が求められています。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

現況と課題	<p>●女性、子ども、高齢者、障害者等に関する人権問題は依然として存在し、また、LGBTQ(性的マイノリティ)への無理解や偏見により生活上の困難を感じている方もいます。近年では、ICT ※ 社会の進展に伴うインターネットへの差別的な書き込みの増加や、ヘイトスピーチ ※による人権侵害の発生など、問題が複雑かつ多岐にわたっています。市民一人ひとりが人権を尊重し、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。</p> <p>●固定的な性別役割分担意識は、変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、多様な生き方の選択を妨げています。性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って個性と能力を発揮しながら個人が生きられる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、女性のキャリア形成支援や意識改革などを一体的に行う必要があります。</p> <p>●近年グローバル化が一層進んでおり、本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、生活習慣等の相互理解を促進するとともに、互いの言語や文化等を知る交流機会の創出等を図り、多文化共生社会を実現していくことが求められています。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

めざす姿	●人権尊重の精神が正しく身につくこと、市民一人ひとりの人権が尊重されています。	←変更なし	
	●人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。	←変更なし	
	●性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮されています。	←変更なし	
	●DVなどに苦しむ市民に対して、行政や関係機関が横断的に連携されて、相談や支援の体制が機能しています。	←変更あり	●DVなどに苦しむ市民の人権が尊重され、行政や関係機関の連携のもと、相談や支援の体制が機能しています。
	●多文化共生の社会が実現しています。	←変更あり	●国籍、文化や言葉などの違いを認め合い、理解することで多文化共生の社会が実現しています。

←変更なし	
←変更なし	
←変更なし	
←変更あり	●DVなどに苦しむ市民の人権が尊重され、行政や関係機関の連携のもと、相談や支援の体制が機能しています。
←変更あり	●国籍、文化や言葉などの違いを認め合い、理解することで多文化共生の社会が実現しています。

施策中項目	1 人権教育・人権啓発の推進	評価回答部署	市民活動推進課
		内容	●全ての人の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。

←変更なし	
-------	--

施策中項目	2 市民の人権擁護	評価回答部署	市民活動推進課	←変更なし			
		内容	●市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。				
	3 男女共同参画の推進	評価回答部署	市民活動推進課			←変更あり	●誰もが性別にかかわらず家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等に基づく教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。
		内容	●女性と男性がともに家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等に基づく教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。				
4 配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援	評価回答部署	市民活動推進課	←変更なし				
	内容	●被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。					
5 国際交流の推進	評価回答部署	市民活動推進課	←変更なし				
	内容	●多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や、市民の国際理解を高めるための事業や公共刊行物等の多言語化の取組を推進します。					

協働による取組	<p>●女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等あらゆる人権問題を解決するため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、婦人会、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。</p> <p>●多文化共生社会の実現に向けて、本庄市国際交流協会との協働により取り組みます。</p>	<p>●あらゆる人権問題の解決のため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。</p> <p>●多文化共生社会の実現に向けて、本庄市国際交流協会及び外国人コミュニティとの協働により、市民の国際理解向上を図ります。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
関連計画	本庄市男女共同参画プラン	平成30～34年度	全ての市民が男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指すことを目的とした計画	←変更あり	本庄市男女共同参画プラン	令和5～9年度	全ての市民が男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、あらゆる社会的な活動に意欲をもって参加することができる魅力的なまちづくりを進め、誰もがお互いに人権を尊重し、自分らしくかがやけるまちづくりを目指すことを目的とした計画
	-						

	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧(資料編)	①人権教育研修会等の実施	○市民のライフサイクルに合わせた様々な機会を捉え、幅広い年齢層に合わせた各種研修会や講演会などを開催します。	←変更あり	市民のライフサイクルに合わせた様々な機会を捉え、幅広い年齢層や社会状況に合わせた各種研修会や講演会などを開催します。
	②人権擁護委員による人権相談等の実施	○法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を毎月2回実施するとともに、委員自らも人権思想の普及啓発活動を行います。	←変更なし	
	③男女共同参画啓発の推進	○男女共同参画プランの進行管理を踏まえて、講座等を実施し男女共同参画の推進を図ります。	←変更なし	
	④配偶者暴力相談支援センターによる被害者支援	○DV被害者にとって最も身近な相談窓口となり、警察等の関係機関との連携を図るとともに、DV被害者の速やかな安全確保に努めます。	←変更なし	
	⑤本庄市国際交流協会活動補助事業	○在住外国人の地域社会への参加を促すため、本庄市国際交流協会が行っている在住外国人との交流活動や語学講座等の研修、広報活動、翻訳・通訳等のボランティア活動を支援します。	←変更なし	

施策大項目 **3. 危機管理体制の強化**

大項目名の変更必要性	なし
------------	----

市民アンケート結果	項目名	水害や地震などへの防災対策や消防・救急体制が整っている			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.02	-0.13	0.12	10/36位
	重要度	1.46	1.61	1.63	3/36位
	関連するSDGs (各課回答より)	11 住み続けられるまちづくりを			

市民の声	【市民アンケートより】「本庄市は自然災害が少なく環境的には住みやすい所だと思います」（同様の意見が10件程度） 「中央構造線の、真上にあるので、地震対策を、しっかりやってもらいたい、です。洪水対策を、もっと進めてほしい、です」			
	【高校生アンケートより】（市のよいところとして）「災害そのものや、被災のリスクが少ないこと（例：地震、洪水、台風、大雪など）」（同様の意見が15件程度）			
【ワークショップより】「市民一人一人が、災害に対して高い意識を持つまちになるとよい。地区ごとの防災講座の実施、市民参加型防災訓練、避難所に宿泊体験など」				
「成果指標」「現状」の項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	備蓄食料（単位：食）	←問題なし
	成果指標/現状	現行通り	自主防災組織率	←問題なし

現行計画の内容	次期計画素案における変更・加除（案）
---------	--------------------

現況と課題

●東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しています。災害が少ないと思われていた本市においても、雪害の発生などにより被害が出ています。万一に備え、各種ハザードマップ※や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害情報伝達訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動などを市民に周知するためのPRや自助・共助を促すための防災に関する研修会等を開催し、意識啓発や市民の自主的な災害準備をさらに充実させるとともに、被害を軽減させるための災害時の助け合い体制の更なる強化が必要です。

●山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があります。孤立集落となるのを防ぐため、避難路の安全確保や避難場所の確保が必要となります。

●避難生活に必要な物資を確保する必要があることから、食料や生活必需品、防災用資機材の備蓄を図るとともに、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。

現況と課題

●地震、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しており、本市においても**台風等による被害**が発生しています。万一に備え、各種ハザードマップ※や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害情報伝達訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動等についての市民への周知や、防災に関する研修会等を通して、市民の自主的な災害準備の更なる促進や、災害時の助け合い体制の更なる強化を図ることが求められます。**また、防災意識の高揚により関連講座の需要が高まっており、対応していけるよう実施方法の検討が求められます。**

●山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があることから、避難路の安全確保や**指定避難所の確保**が必要となります。

●避難生活に必要な物資を確保できるよう、食料や生活必需品、防災用資機材の備蓄のほか、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。

●指定避難所内での新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、衛生環境対策用品やパーテーション等の備蓄資材を整備してきましたが、今後も災害時に躊躇なく避難できる環境整備に努めていく必要があります。

めざす姿

- 市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。
- 行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。

←変更なし

←変更なし

施策中項目	1 防災体制の推進	評価回答部署	危機管理課
		内容	●市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。 ●防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。
	2 防災意識の高揚	評価回答部署	危機管理課
		内容	●迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップ※を活用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。

←変更あり

●市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。
●防災情報の伝達手段として、**市ホームページ・SNS**や防災行政無線、メール配信等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災用資機材等の備蓄を計画的に進めます。

←変更なし

施策中項目	3 自主防災組織の育成	評価回答部署	危機管理課	←変更あり	●自主防災組織の活動費等の助成や、出前講座などを通じた自助・共助意識の普及啓発を実施することで、その活動を支援します。		
		内容	●市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援します。				
	4 消防団活動と地域防災力の向上	評価回答部署	危機管理課	←変更あり	●消防団員の定年を延長することで団員数の減少に歯止めをかけ、入団促進を図るために、消防車の運転に必要な準中型自動車免許の取得に補助金を交付するなど、さまざまな方法で団員の確保に努めます。 ●消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。		
		内容	●消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。				
5 防災・減災のための施設整備	評価回答部署	危機管理課	←変更あり	●防災・減災のために、防災拠点の計画的な整備の推進や指定避難所における非常電源等の確保など備蓄品の充実や非常通信手段の確保を図ります。			
	内容	●防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保など避難施設の充実を図ります。					
6 避難行動要支援者対策の推進	評価回答部署	地域福祉課、危機管理課	←変更なし				
	内容	●避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。					
協働による取組		●災害時等に迅速な行動が行えるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図ります。また、市全域にわたり自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、防災体制の強化を図り安全性の高いまちづくりを進めます。		●災害時等に迅速な行動が行えるよう、防災訓練や啓発活動などを通じて市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、市全域にわたって自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、日頃から地域の住民同士の顔の見える関係づくりを推進することで防災体制の強化を図ります。			
関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市地域防災計画	平成30年3月～	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画	←変更あり	本庄市地域防災計画	平成30年3月～	本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
	-			新規	本庄市国土強靱化地域計画	令和3年3月～	国土強靱化基本法を受け、「国土強靱化地域計画」として策定。大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進することを目的とした計画

	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
主な事業一覧 (資料編)	①大規模災害等を想定した防災訓練の実施	○災害時等における救助活動を円滑にするための実践的な実務の習得と関係機関との連携強化を図るため、市民参加による防災訓練を実施し、意識の高揚を図ります。	←変更あり	災害時等における円滑な避難が可能となるよう、市民参加による防災訓練を実施し、意識の高揚を図ります。
	②防災行政無線の整備等情報通信基盤の拡充	○災害時に正確な情報を迅速に伝達するために、情報通信基盤の拡充を図ります。	←変更なし	
	③備蓄食料等の確保	○災害等の発生に備えて、保存食や毛布等の生活必需物資の備蓄や飲料水の確保のための整備を計画的に進めます。	←変更なし	
	④自主防災組織の設立促進と活動の支援	○市全域に自主防災組織を育成し、その活動を支援するため「本庄市消防施設等整備費補助金交付要綱」により、補助金を交付します。	←変更なし	
	⑤消防団員の確保	○自治会、企業等の協力により団員の確保に努めます。また、事業所単位での防火・防災体制づくりを支援します。	←変更なし	
	⑥消防施設や機械器具の整備	○消防施設は災害時における救助活動の最前線となるため、施設及び機械器具の整備を計画的に実施します。	←変更あり	消防施設は災害時における消火活動の最前線となるため、施設及び機械器具の整備を計画的に実施します。
	⑦消防水利の整備	○災害等の発生に備えて、耐震性貯水槽の整備を計画的に実施します。	←変更あり	消防水利の基準に基づき消火栓や耐震性貯水槽をバランスよく計画的に整備します。
	⑧防災施設の整備	○災害時に対応できる環境に配慮した機能(エコ機能)をもった避難施設の整備を推進します。また、土砂災害により避難経路が交通途絶となる可能性が非常に高い地域への対策として、避難場所の確保を図ります。	←変更あり	災害時に対応できる防災拠点の整備を推進します。また、土砂災害により避難経路が交通途絶となる可能性が非常に高い地域への対策として、指定避難所の確保を図ります。
	⑨避難行動要支援者支援の充実	○全体計画の更新や福祉避難所の確保のため、福祉施設との協定の締結等を図るとともに、段階的に訓練を実施します。	←変更あり	全体計画の更新や指定福祉避難所の確保のため、要配慮者等の避難について状況を整理した後、福祉施設と協議を実施します。
	⑩業務継続計画の推進	○必要資源の確保に努めた結果や訓練等によって得られた情報や知見等について、内容に反映させ、計画を見直し・更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させます。	←変更あり	必要資源の確保に努めた結果や訓練等によって得られた情報や知見等について、継続的に計画内容に反映させ、改善に取り組むことで、その実効性を向上させます。

施策大項目 **4. 防犯対策の推進**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	街路灯など防犯の面で安心である			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.13	-0.68	-0.37	33/36位
	重要度	1.42	1.55	1.61	4/36位

市民の声	【市民アンケートより】「治安が悪い街というイメージが強く、本庄近辺で子育てしたいと思わない」、「夜暗すぎる」（同様の意見が10件程度） 【高校生アンケートより】市のよいところとして「治安がいい」といった意見が10件程度あった一方、「治安が悪い」「不審者が多い」といった意見が5件程度。			
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

関連するSDGs (各課回答より)	11 住み続けられるまちづくりを
	16 平和と公正をすべての人に

「成果指標」 「現状」の 項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	刑法犯認知件数	←問題なし
	成果指標/現状	現行通り	全自治会の防犯ボランティア組織率	←問題なし

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

現況と課題

●本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、防犯ボランティア連絡協議会加入団体数は、87団体(平成23年度)から、104団体(平成28年度)の登録となりました。また、平成23年の刑法犯認知件数は、1,018件(人口千人あたり12.48件)でしたが、平成28年には、648件(人口千人あたり8.32件)と改善しています。また、市民の身近なところで起こる自転車盗が多く発生し、高齢者を狙った特殊詐欺も増えてきています。

●今後も引き続き、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と未組織な自治会の解消を目指すとともに、防犯に関する環境整備を図り、市民と行政が連携して、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

現況と課題

●本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。**その結果、自治会における防犯ボランティア組織率は、令和3年度時点で95%に達しており、刑法犯認知件数についても近年減少傾向にあります。**一方で、高齢者等を狙った特殊詐欺の巧妙化・特殊化がみられるなど、引き続き防犯対策が求められる状況です。

●今後も、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と、組織化が済んでいない自治会の解消を図るとともに、防犯に関する環境整備を推進し、市民と行政が連携して犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

めざす姿

- 防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。
- 防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住みよいまちとなっています。

←変更なし

←変更なし

施策中項目	1 防犯活動団体の組織の強化	評価回答部署	危機管理課
		内容	●地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により104団体の登録が達成できました。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

←変更あり

●地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により令和3年度末時点で106団体が登録されています。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

施策中項目	2 地域防犯体制の充実	評価回答部署	危機管理課
		内容	●犯罪を未然に防ぐため、自治会を主体とした市民や企業(事務所)に向けた防犯研修会を積極的に展開します。 ●犯罪被害の実態の把握や身を守るための方法の学習などや、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、防犯体制を充実させます。

←変更なし

施策中項目	3 犯罪の起きにくいまちづくり	評価回答部署	危機管理課、市民活動推進課	←変更なし	
		内容	●自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。		
4 暴力団排除活動の推進	評価回答部署	危機管理課	←変更なし		
	内容	●警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。			

協働による取組	●市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、地域住民による犯罪に対する認識の共有化を推進し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。	●市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や地域防犯推進委員等による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、犯罪に対する認識を地域で共有し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。また、令和4年1月より開始したジョギング・ウォーキングパトロールなど、個人でも防犯活動に参加できる仕組みを通じて、協働による防犯対策を一層推進します。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
関連計画	-						
	-						

主な事業一覧 (資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①防犯ボランティア団体の組織の強化	○自治会中心の防犯ボランティア団体の組織化をさらに進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の拡充を図ります。	←変更なし	
	②防犯団体の支援	○防犯活動に必要なとされるベスト、帽子等を提供します。また、犯罪情報の共有化を図ります。	←変更なし	
	③防犯研修会の実施	○防犯ボランティア連絡協議会加入団体への研修会及び自治会単位での研修会を警察署や関連機関と合同で実施します。	←変更なし	
	④広報紙・市ホームページ等による啓発	○広報紙や市ホームページ、防災行政無線などを通じて、犯罪に関する情報や防犯に対する取組の啓発を実施します。	←変更なし	
	⑤防犯環境の整備	○防犯に配慮した環境を整備するため、自治会からの申請に基づき、予算の範囲内で防犯灯の設置費用及び電気料金の助成を実施します。また、必要に応じ公共空間への防犯カメラなどの整備を促進します。	←変更あり	○防犯に配慮した環境を整備するため、自治会からの申請に基づき、予算の範囲内で防犯灯の設置費用及び電気料金の助成を実施します。また、必要に応じ公共空間への防犯カメラなどの整備を促進します。更に、自動通話録音装置貸与事業など、特殊詐欺から高齢者等を守るための環境整備を推進します。
	⑥防犯パトロールの実施	○青色回転灯積載車による小学校単位ごとの巡回、地域防犯団体による巡回の実施を推進します。また、警察官によるパトロール強化を依頼します。	←変更なし	
	⑦市民参加の防犯対策	○地域防犯意識の高揚とあわせ、地域内の防犯対策が必要な場合の措置を講じるよう呼びかけます。	←変更なし	
	⑧暴力排除・暴力追放活動の推進	○巧妙化する暴力団等の犯罪追放と地域が一体となった犯罪防止活動推進のため、関係機関と連携して、暴力排除活動を推進します。	←変更なし	

施策大項目 **5. 交通安全対策の推進**

大項目名の変更必要性	なし
------------	----

市民アンケート結果	項目名	交通安全対策が充実している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	0.03	-0.34	-0.17	26/36位
	重要度	1.17	1.45	1.52	7/36位

市民の声
【市民アンケートより】「街路灯の見直し（暗くて危険な場所への増設）」（同様の意見が多数）「交通安全対策に少々不安があります。スクールゾーンへの車両禁止の時間帯が守られていない。（四季の里在住ですが）団地内にカーブミラー等の増設を検討して頂きたい」「車用ミラーがない所が多いため、事故の危険性が高いと思っていますので、一度見回りを希望します」（スマホについて）「特に若者、歩きながら自転車、車に乗りながら操作をしているのが多く大変危険でも有ります」「千葉で下校中の子供が亡くなってしまった事故があったにも関わらず、危険な通学路にはずっと信号すらつかずずっと危険なまま」「通学路が危険過ぎる」
【高校生アンケートより】「道が狭いところがたくさんある」「通学路をもう少し整備してほしい。雨の日は特にそう感じます」「自転車優先レーンが少ない」「街灯が少ないため、部活動等で下校が遅くなった時に怖いので、少しだけ増やしてほしいです」（同様の意見が15件程度）

関連するSDGs (各課回答より)	3	すべての人に健康と福祉を

「成果指標」 「現状」の 項目案 (各課回答より)	成果指標/現状	現行通り	市内における交通人身事事故発生件数	←問題なし	
	成果指標/現状	現行通り	上記のうち高齢者が関係した事事故発生件数	←問題なし	
	現状			←新規案	高齢者(65歳以上)人口 H30:21,481人 R1:21,788人
					R2:22,131人 R3:22,422人 R4:22,665人

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

現況と課題
 ●本市の交通人身事事故発生件数は、減少傾向にありますが、平成28年の交通人身事事故発生件数は516件、人口千人あたりでは6.53件で、県下全体の3.80件と比較して1.72倍で県下ワースト1位と、依然として事故発生割合が多い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の人々に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を実施していくとともに、安全で円滑な運行を確保するため、道路交通環境の一層の整備を行う必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及などに取り組む必要があります。

現況と課題
 ●本市の交通人身事事故発生件数は減少傾向にあり、平成28年からの4年でおおよそ半減しているものの、人口千人あたりの交通人身事事故発生件数で見ると、非常に多い状況が続いておりましたが、令和3年になり、これまでより改善されてきています。本市の特徴としては、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、高齢者が関係する事故の割合がさらに高まると予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等や、そのための移動手段の確保、また、安全で円滑な運行の確保に向けた道路交通環境の一層の整備を行う必要があるほか、高齢者が交通安全教育を受ける機会の拡充等が求められます。
 ●また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全の確保のため、学校、家庭、企業及び地域における交通安全意識の高揚のほか、交通安全施設などの道路交通環境の一層の整備が求められます。

めざす姿
 ●交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
 ●交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

←変更なし
 ←変更なし

施策中項目	1 交通安全施設などの道路交通環境の整備	評価回答部署	危機管理課、道路整備課
		内容	●安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。
	2 交通安全意識の高揚	評価回答部署	危機管理課
		内容	●高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、運転に不安を感じる高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、自治会、老人会、学校など、成長過程に応じた段階的かつ体系的な安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

←変更あり
 ●安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、ゾーン30やグリーンベルトといった交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。
 ←変更あり
 ●高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、運転に不安を感じる高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、幼児・児童生徒に対する交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

協働による取組		●市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域住民の交通事故に対する認識の共有化を推進し、地域の交通安全教育や交通安全思想の普及啓発などに取り組みます。		●市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等関係団体や交通指導員等による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域における交通事故への認識の共有を推進し、地域の交通安全教育や交通安全思想の普及啓発などに取り組みます。			
関連計画	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
	本庄市交通安全計画	平成28～32年度	陸上交通の安全に係る5か年計画	←変更あり	第11次本庄市交通安全計画	令和3～8年度	「第11次埼玉県交通安全計画」を踏まえ、「第10次本庄市交通安全計画」を改訂し、令和3年度から令和8年度までの6年間の本市の交通安全対策をまとめたもの
	-						

主な事業一覧 (資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①交通安全施設の整備	○カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。	←変更あり	カーブミラー、区画線、道路照明灯の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。
	②交通環境の整備	○事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。	←変更なし	
	③交通安全運動の推進	○季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。	←変更なし	
	④交通安全教育	○高齢者や児童生徒、園児などを対象とした各年齢層に応じて、交通事故当事者等の体験談や交通事故を再現した実演等を取り入れるなど、効果的な交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。	←変更なし	
	⑤交通安全協力団体への支援	○交通安全母の会等の交通安全協力団体への支援を行い、事故防止活動を推進します。	←変更なし	

施策大項目 **6. 市民サービスの向上**

大項目名の変更必要性 なし

市民アンケート結果	項目名	市の窓口サービスが向上している			
	調査年度	H24年	H28年	R3年	参考順位
	満足度	-0.09	0.05	0.23	7/36位
	重要度	1.12	1.16	1.26	19/36位

市民の声
 【市民アンケートより】「困っているのに相談にのってくれる組織がないのか？あるのかわからない」「市役所の「市民課」以外の課の休日開業を是非お願いしたい（中略）週1日でもいいので、20:00くらいまでの日を作ってほしい」「PC・携帯等の発達により、それを理解出来ない人達が置いて行かれていっていると思います。市役所でもっとフォローする部署を充実してもらいたい」「医療助成や特児、障害児など、気軽に制度を使えるよう、相談できる窓口。（しっかりと内容説明ができるよう教育）」「地域から外国籍の生徒も多いです、市役所に通訳の出来る人材を確保して下さい」「どこへ相談したらよいか、わかりやすく広報などでお知らせがあるとよいです。市の困り事相談以外の窓口で。何でもやる課があるとよいと思います」

関連するSDGs (各課回答より)	3 すべての人に健康と福祉を
	5 ジェンダー平等を実現しよう
	8 働きがいも経済成長も
	11 住み続けられるまちづくりを

「成果指標」 「現状」の 項目案 (各課回答より)	成果指標	新規		←新規案	証明書コンビニ交付サービスの交付数
	成果指標	新規		←新規案	電子申請利用者数
	現状	変更	休日窓口平均利用者数	←要変更	休日窓口利用者数
	現状	新規		←新規案	休日交付利用者数

現行計画の内容 次期計画素案における変更・加除（案）

現況と課題
 ●窓口サービスについては、社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っており、利用者も年々増加傾向にあります。また、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付も行っています。今後も市民サービス向上のため、窓口業務の在り方やICT ※ の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。
 ●市民相談は、事前予約制で、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られるため、今後はさらに多くの相談希望者に対応できる相談体制を構築していく必要があります。
 ●市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

現況と課題
 ●窓口サービスについては、社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っていますが、**新型コロナウイルス感染症の影響により近年は利用者の増加がみられない状況です。**そのほか、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付、**証明書コンビニ交付サービス**も行っており、今後も市民サービス向上のため、窓口業務のあり方やICT※の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。
 ●市民相談は、事前予約制で、法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られます。**そのため、受付時に内容を聞き取り、福祉分野における総合相談や社会福祉協議会など、他部門の相談業務との連携も図っていく**必要があります。
 ●市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

めざす姿
 ●市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。
 ●市民サービスの効率化により、市民が快適なサービスを受けることができます。

←変更なし
 ←変更あり 市民サービスの**デジタル化**により、市民が快適なサービスを受けることができます。

施策中項目	1 市民相談の充実	評価回答部署	市民課
		内容	●社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談に対応します。より多くの相談希望者に対応できるような体制の構築を図ります。
施策中項目	2 窓口サービスの向上	評価回答部署	市民課
		内容	●市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

←変更あり
【順番の入替】2 市民相談の充実
 ●社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談に対応します。**多様な**相談希望者に対応できるよう**他部門の相談業務との連携**を図ります。

←変更あり
【順番の入替】1 窓口サービスの向上
 ●市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付、**コンビニ交付、電子申請**などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

施策中項目	3 職員の資質の向上	評価回答部署	行政管理課	←削除	(6-2「効率的・効果的な行政経営の推進」に記載されているため)
		内容	●市民サービスの向上を図るため、職場での研修や各種業務の専門研修の活用により、市民の多様な要望に応えられるよう、職員の資質の向上に努めます。		
施策中項目	4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現	評価回答部署	財政課、支所総務課	←変更あり	【順番の入替】3 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現 来庁される市民にとって使いやすい市庁舎等の実現に努めます。
		内容	●多様化する市民のニーズを把握することで、より市民の立場に立った使いやすい市庁舎等の実現に努めます。		

協働による取組	●市民団体やNPO法人等による作品やパネルの展示、コンサートなど、多種多様な活動の場所として、市民活動交流センターはにぼんプラザやアスピアこだま、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をはじめとした様々な公共施設を市民活動の拠点として活用します。	← 削除
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

	計画名	期間	概要	変更有無	計画名	期間	概要
関連計画	-						
	-						

主な事業一覧 (資料編)	事業名	事業概要	変更有無	事業概要
	①市民相談事業	○市民相談をより利用しやすく変更し、市民の悩みの解消に努めます。	←変更なし	
	②休日窓口開庁業務	○休日窓口開庁の業務内容の拡大を図り、市民の利便性向上に努めます。	←変更あり	②休日・時間外対応業務 休日窓口の開庁、コンビニ交付、電子申請など時代に即した業務内容に見直しを図り、市民の利便性向上に努めます。
	③職員研修	○各種職員研修や職場内研修により専門知識を深めるとともに、より良い接遇を習得し、職員の資質の向上を図り、窓口サービスの充実に努めます。	←削除	(6-2「効率的・効果的な行政経営の推進」に記載されているため)